

令和3年4月5日

各サークル主将 殿

学生生活課長

4月8日以降のサークル活動について（お願い）

サークル活動については、令和3年4月5日付け学長通知「令和3年4月以降のサークル活動について（第10報）」により活動自粛は4月8日（木）から解除されましたが、サークル活動を行う際の具体的な制限及び届け出については下記のとおりとしますので、貴サークルの活動に関してサークルメンバーに周知徹底し、クラスター発生を心配されることのないように十分注意の上活動願います。特に試合、合宿、行事、大会等においては必要書類を期日までに提出するようにしてください。県外の場合、地域によって感染状況が異なりますので、許可しない場合が十分あることを承知してください。

なお、大学内外の体育館等施設を利用する際は、各施設の使用規定に則り管理者に活動内容や管理体制を説明のうえ、個々に許可を受けてください。

また、以下の制限は新型コロナウイルスの感染状況次第で随時変更します。気を緩ませることなく感染対策を十分に行って活動してください。また、団体での飲み会、新歓コンパ等はこれまで同様に堅く禁止します。

記

1. 活動制限

活動区分			活動制限			
屋内	団体	非対人	3つの密が一つもなければ可	可(文化系サークル等) (大きな声を出す行為を伴う活動は不可。) (サークルメンバー同士でも1mを目安に最大限距離を離す。)	・活動時間は2時間以内  ・体調不良者は活動不可(自宅待機)  ・感染拡大等地域からの移動者は、2週間は活動不可	
		対人		接触		短時間の接触なら可
				非接触		可(1mを目安に最大限距離を離す。)
	個人	非対人		可		
		対人		接触		短時間の接触なら可(柔道の乱取り等)
				非接触		可(1mを目安に最大限距離を離す。)
屋外	団体	非対人	可(サークルメンバー同士でも1mを目安に最大限距離を離す。)			
		対人	接触	短時間の接触なら可		
			非接触	可(1mを目安に最大限距離を離す。)		
	個人	非対人	可			
		対人	接触	短時間の接触なら可		
			非接触	可(1mを目安に最大限距離を離す。)		

※屋内における文化系サークル等の活動については、マスクを着用し対面授業の実施方法に準じて行うこと。

2. 必要書類

区分	提出書類	提出期限
試合、合宿、行事、大会等	① 行事届又は集会届 ② 新型コロナウイルス感染状況下における活動計画書 ③ 参加者名簿	出発日の2週間前

※提出先：学生生活課（担当：玉利） 電話 099-285-7320  
共通教育棟1号館1階 e-mail gakusen@kuas.kagoshima-u.ac.jp